

令和2年第3回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和2年9月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美
建設部長兼水道部長	田 中 幸 治

教育文化部長	足立篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波哲也
総務課長	佐々木正道
企画課長	山内明
環境経済課長	伊藤博臣
福祉子ども課長	花村定行
建設課長	森泰人
水道課長	天野富三
郡教委学校教育課長	古田隆洋

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩敬康
書記	早崎千穂

1. 議事日程（第3号）

令和2年9月17日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第57号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について
- 日程第3 第58号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認について
- 日程第4 第59号議案 町道の路線認定について
- 日程第5 第60号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第6 第61号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 第62号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 第63号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 第64号議案 令和2年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 第65号議案 令和元年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 第66号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 第67号議案 令和元年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第13 第68号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第69号議案 令和元年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 第70号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 第71号議案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第17 第72号議案 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける医療機関や介護施設等への公的支援の拡充を求める意見書について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により、順次質問を許します。

3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、令和2年7月の豪雨により亡くなられた方の御冥福をお祈りしますとともに、被災されました方々、地域の一日も早い復興・復旧を期待いたしております。

今回は防災について、特に梅雨前線を中心とした水災害等について質問させていただきます。

7月3日から線状降水帯が発生しやすい気象条件が続いている中で、停滞する梅雨前線の影響で7月4日、特に熊本県では各地で豪雨となり、南部の球磨川ではほぼ全域で氾濫、決壊し、市街地では集落が広範囲で水没し、球磨川の渡地区の特別養護老人ホーム千寿園が水没し、多くの人命が失われたことは記憶に新しいところであります。

熊本県などに大きな被害をもたらしました豪雨は、その後は断続的に降り続き、多いところでは降り始めからの雨量は1,000ミリを超えるところもありました。

一方、岐阜県におきましては、7月8日18時までの48時間雨量は観測史上最大を記録し、下呂市では飛騨川が氾濫し、増水した濁流で路肩が削られ、国道41号線が通行止めとなりました。また、中津川市など木曾川の上流部でも豪雨となり、木曾川も増水し、川の中央が盛り上がり、材木が流れるなど久しぶりに増水の怖さを実感したところであります。

私は現在、木曾川右岸地帯水防事務組合の田代水防団に所属しておりまして、木曾川の水位観測地点の水位により水防団待機水位は7メートル60センチ、それから氾濫注意水位、水防団の出動水位でございますが、10メートル40センチと決められております。今回の豪雨でも待機命令が7月6日から7月9日の4日間発出をされました。そして、7月8日10時30分には出動命令が発出されたところであります。直ちに水防倉庫に集合し、木曾川が増水が続ける中、川側と住宅地側の巡視を行いました。その後、非常時に備え水防倉庫で待機をしたところでございます。

また、笠松競馬場のすぐ東側、厩舎のあるところでございますが、つまり薬師寺から円城寺、おふじの坂の近くの新堤防と旧堤防に囲まれた地域ではゲリラ豪雨があり、時間雨量50ミリを

はるかに超え、視界が10メートルないほどの雨だったそうでございます。その結果、内水氾濫が起き、床上浸水や高級乗用車など四、五台が水につかる事態が発生をいたしました。もし地場におきまして断続的に雨が降ったら、広い範囲で被害が発生したと思われまます。

日本の上空に長さ3,000キロメートル、幅600キロメートルにわたる帯状の大気の流れ、これを大気の川と言うそうですが、そういう状態にございました。これは、インド洋と東シナ海、そして南シナ海の海水温がそろって高くなり、大量の水蒸気が日本に流れ込んでくる川のようなものでございます。運ばれた水蒸気の量を水に換算いたしますと、毎秒約40万立方メートルと言われております。これは、アマゾン川の約2倍の水量に相当するとのことでございます。今後も地球温暖化がさらに進めば、今世紀後半には7月の豪雨がさらに激化する可能性があります。

国土交通省の発表によりますと日本では3万以上の河川があります。氾濫危険水位を超えた河川が2014年には83河川であったものが、2019年には403河川と約5倍に増えております。

また、避難所につきましては、国から新型コロナウイルスの流行禍で災害が起きた場合、通常より多くの避難所を開くよう通知が出され、岐阜県では5月11日に避難所の運営ガイドラインを公表いたしました。それによりますと、避難者間の間隔確保、感染者、体調不良者の分離などが盛り込まれたほか、高校や大学、ホテルなども避難所として活用を検討すると発表いたしました。

災害の発生が予想されるとき、取るべき行動を時系列で整理したタイムライン、防災行動計画の策定が重要と言われております。無論大切なことは、つくることではなく、いざというときに確実に避難につなげることであります。台風のように数日前から動きが読める場合とは違い、短時間で状況が激変する今回のような豪雨では、呼びかけと避難の間で確保する時間が短いのが現状であります。

これまでは、何となく心配だから避難所に行くという人もいましたが、新型コロナによりまして感染のリスクを考えなければならなくなりました。避難イコール避難所へ行くことではございません。避難所の密を避けるため、自宅が安全であるならば室内にとどまり、万が一の浸水などに備え上の階へ移動し、その場合、十分な水と食料、簡易トイレを用意するとよいと言われております。

笠松町地域防災計画では、例えば洪水、内水氾濫などごとの指定緊急避難所、指定避難所の使用状況が示されております。水害の氾濫には大きく分けて外水氾濫、つまり洪水と内水氾濫の2つがございます。

外水氾濫は河川そのものの水位が上昇して起こる水害のことで、大量の水が速い速度で住宅地へと一気に流れ込み、僅かな時間で住宅などが浸水し、人的被害の発生が予測されます。また、流れ込んだ水は泥水であり、洪水が収まった後の土砂や汚泥が堆積するため復旧に時間が

かかります。

一方、内水氾濫は住宅地に降った雨のことであり、河川へと排水されますが、自然排水能力や処理能力が雨量に追いつかなかつたり外水の水位が高かつたりして排水ができなくなった状態でございます。そうしますと内水氾濫が起き、建物や土地、道路、車などが水につかります。最近では、ゲリラ豪雨のような局地的な豪雨が頻発し、内水氾濫による被害が増えております。

私の住んでいるところでも、昨年、時間雨量が50ミリで用水路があふれ道路が冠水をいたしました。災害被害や防災に関しては行政主導の対策、つまり公助には限界があります。住民が自らの命を守る意識を持つことが重要であります。また、物を大事にしては駄目だ、命を大事にしろ、あるいは預金通帳は再発行できるが命は再発行できないと言われております。

話は変わりますが、自民党総裁選挙におきまして、防災の標語、自助・共助・公助をキャッチフレーズに掲げた候補者が当選され防災の標語のPRになったと思っております。

私は先日、笠松町歴史未来館で9月12日から10月18日までの期間開催されます企画展、災害に備えるを見てきました。私としては、昭和34年の伊勢湾台風が強く印象に残っておりますが、この笠松地域の水災害に関しましては、9・12と言われます昭和51年9月12日の豪雨によります災害が大きく、境川、三ツ目川の氾濫により床上浸水132世帯、床下浸水742世帯の被害があったとのことでございます。

私が住んでいる北及第1町内会では、平成30年に北及第1地区防災計画を作成するプロジェクトチーム、現在チームメンバーは10名でございますが、立ち上げ、地域における防災活動の推進や住民の防災意識の向上を目的とした啓発活動、防災月報の発行などを主な活動としております。

地区防災計画につきましては、概略は現在作成したところでございますが、目的でございます防災活動の推進、防災意識の向上には程遠く、現在は活動を強化しているところでございます。今年度の活動は、新型コロナウイルスの影響もあり自粛を余儀なくされております。活動は足踏み状態でございますが、今後は項目を絞って実施していこうというふうに考えております。

基本的な考え方を紹介いたしますと、基本方針としまして、命を守り生き残ること、防災はふだんの準備と心がけ、声かけ、挨拶、地域の和をモットーに近所付き合いから始まる、助け合いの精神を大切に、いざというときのために平常時から地域に協力し合える体制づくり、災害に強い町を目指しますでございます。

また、活動目標といたしましては、個人個人が災害に備えるよう知識や技術の習得ができるような取組や啓発活動を行うということでございます。

1としまして、町内の危険箇所を住民が共有できるようにする。2として災害時や復興時に町内で情報を共有できるようにする。3. 地域住民が災害時配慮者に対応できる体制を構築す

る。4. 日中、夜間でも機能する防災組織を構築する。以上を基本的な考えとして地区防災計画の作成、目的である防災活動の推進、防災意識の向上を図ろうとしております。

令和2年度笠松町自主防災会協議会の自主防災訓練につきまして、新型コロナウイルスの感染防止の観点から各家庭で避難者カードを作成していただくということになったことは周知のとおりでございます。北及第1町内会では、家族全員の考え方が同一でないと突然起こる災害には対応できないという観点から、家族でしっかり話し合おうという訓練テーマを掲げて防災訓練を実施することをしております。

そこで、5点について質問させていただきます。

1. 笠松町地域防災計画において、指定緊急避難所に指定されている施設において、洪水、内水氾濫をどの程度と考慮しておられるか。また、収容人員をどの程度と考慮しておられるか、お尋ねします。松枝公民館、松枝小学校、リバーサイド笠松園についてお願いをいたします。

2番目としまして、ウイズコロナ時代に基本的な生活様式を確保する中での避難所の収容人員をお尋ねいたします。先ほど申しました3施設をお願いいたします。

3としまして、ゲリラ豪雨や短時間で内水氾濫に対応するには職員の出勤には時間がかかることが多く、避難所、防災倉庫などの鍵の取扱いに問題があると思いますが、その対策をお尋ねいたします。

4. 自主防災会に対する防災備品の整備補助事業についてお尋ねをいたします。自主防災会の活動が活発なところでは、それなりの防災備品が必要と考えます。町が一括管理するよりは町民に近いところで早く活用でき減災効果もあり町としても投資効果が大きいと考えます。そこで、現在ある防災備品整備補助事業の今後の方針についてお尋ねをいたします。

5. 笠松町競馬場の整備計画が検討されている、あるいは計画をされていると聞いておりますが、現状を見ると水災害に対する整備が必要であると考えます。今回のゲリラ豪雨でも外水の水位が高く自然排水ができずポンプによる排水をされましたが、排水設備も古く排水処理能力が不足したため、結果として床上浸水や車の浸水が発生している状況であります。今後の対策をお尋ねいたします。

以上でございます。一般質問1回目を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） おはようございます。

高橋議員さんの御質問、最初に水災害の想定と避難所の収容人数についてお答えさせていただきたいと思っております。

町の洪水ハザードマップでは、笠松町に影響のある河川別に河川整備において基本となる降雨によって浸水が想定される計画規模と、1,000年に一度の確率で降る大雨により浸水が想定

される想定最大規模の2種類の洪水浸水想定区域を示しており、笠松町地域防災計画における指定緊急避難場所の浸水想定としては、最も影響のある河川の浸水深で、主に木曾川の計画規模の浸水を想定したものであります。

議員の御質問の収容人数につきましては、松枝公民館が137人、松枝小学校では体育館と南体育館も含めて945人、リバーサイド笠松園が75人であります。コロナ禍における収容人数では、避難された世帯の間隔を2メートル空けるなど感染防止対策を施す必要があり、それにより松枝公民館で65人、松枝小学校で445人、リバーサイド笠松園で35人となり、収容人数は約半分まで減少すると想定しております。

また、浸水規模によっては避難所として使用できない施設も想定され、さらに収容人数の減少も考えられることから、町では町外の避難策として、岐阜圏域における越境避難に関する協定に基づく行政間の協力や、町内事業所などに働きかけを行い新たな避難所の確保を進めるとともに、住民の皆様方におかれましては、遠方の親戚、友人宅への分散避難、自宅の2階以上や近隣のより高い建物へ避難する垂直避難など、最大限命を守る行動を検討していただけるよう啓発に努めてまいります。

続きまして、避難所防災倉庫などの鍵の取扱いに問題があり、その対策はどうかというお尋ねでございますが、ゲリラ豪雨による内水氾濫につきましては、河川の増水による浸水ではなく一時的に排水能力が追いつかず道路などが冠水するものであることから、道路の状況が確認しにくい状況で出歩くことはかえって危険であるため、自宅の2階に上がるなどの垂直避難が主な避難方法になると考えております。

また、台風の接近や前線の停滞などにより河川の増水による浸水被害が予測される場合におきましては、事前に気象情報や河川の水位情報を基に職員を参集し警戒体制を取っていることから、避難所及び防災倉庫の鍵の開錠につきましては、基本的には職員が行います。しかしながら鍵の貸出しにつきましては、各公共施設の管理方法に違いがあることから、地域からの御要望や御相談をいただければ、その地域の特性や実情を加味しながらよりよい有効な管理方法を地域の皆さんと一緒に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、防災備品整備補助事業の今後の在り方についてお答え申し上げます。

自主防災会防災備品整備事業補助金につきましては、昨年度の町政懇談会において3年間の制度利用制限の廃止や整備補助金の増額の要望があったことから、令和2年4月より補助限度額を20万円から50万円に引き上げるとともに補助申請年度の制限を廃止するなど、自主防災会がより効果的に活用していただけるよう補助制度の見直しを行いました。

また、今議会定例会に提案させていただいておりますよう新型コロナウイルス感染症に対応した備品整備を促進するため、補助率を2分の1から3分の2へ拡充を予定しているところであります。

自主防災会が整備する防災備品は、地域防災力の向上を図る共助の観点からも非常に重要でありますので、各地域において必要な防災備品の整備が一層促進されるよう周知に努めてまいるところであります。

続きまして、笠松競馬場の水災害に対する整備計画につきましてであります。7月8日における短時間の大雨により円城寺、岐南町薬師寺地内で冠水が発生しました。この冠水による被害届は岐南町にも当町にも提出されておられません。冠水が発生した地域は、木曾川の旧堤と新堤に囲まれており、円城寺地内にある国が管理する樋門を経て排水が木曾川に放流されます。当時は上流域で降り続いた大雨によって木曾川の水位が上昇し、前日から樋門を閉鎖した状態にあり、排水ポンプを稼働させておりました。木曾川の水位が高くなった影響でポンプの能力が発揮できず臨時にポンプを増設して対応しましたが、時間を要し冠水時間が長くなってしまいました。

今後の対策としましては、ごみや草を刈ることによって排水ポンプの能力を低下させないようスクリーン設置を補正予算で対応し、除草など周辺環境を整えます。また、排水ポンプの更新から23年経過しており、排水ポンプの更新や排水施設の見直し、改修の検討が必要であると思われまますので、国土交通省や岐南町、岐阜県地方競馬組合など関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えているところであります。以上であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

再質問ということで2点ほど差し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、先ほど新ハザードマップによりまして1,000年に一度の確率で降る雨を一応想定しておるということでございますが、私の記憶で申し訳ないんですが、松波病院の東側の木曾川橋の海拔、これが大体15メートル、それから住宅地が8メートルから9メートルと言われておりますので、その差が大体6メートルあるわけでございます。だから木曾川がオーバーフローすれば、2階の天井までつかるという状況でございます。実際私は、木曾川、あるいは長良川が9・12のように切れるというような想像はしておりませんが、河川の水位が上昇すれば自然流下はできなくなるということで内水氾濫を危惧しておるところでございます。

笠松町の地域防災計画によりますと、松枝公民館が例えば1メートル水につかった場合、松枝小学校は2メートル、リバーサイド笠松園は3メートルから5メートル水がつかるというふうになっておりました。9・12の災害でも述べましたように、内水氾濫が同時に起きた場合、非常に大きな被害が予想されるということでございます。

リバーサイド笠松園の収容人員についてお聞かせをいただきましたが、現在、コロナ禍にお

きまして親族も面会ができないという状態が続いておりますので、現在の状況を考えますと避難所として除くべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。特に水害を考えますと入所者を移動させるのが先決でございますので、一般の方の受入れは困難かというふうに思います。

それで再質問といたしまして、先ほど示していただきました人数につきまして積算の根拠、例えば人数だけでございますのでどのぐらいの世帯を想定しておられるとか、通常の避難人員の場合ですと1人何平米ぐらいを想定しておられるのか、そこら辺の数字的な根拠をお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私から收容可能人員の算定につきましてお答えをさせていただきます。

従来は県の避難所運営マニュアルを参考といたしまして、1人当たり居住面積を3.3平方メートルとして施設面積を1人当たりの居住面積で除して算出をさせていただいております。

一方、コロナ禍におきましては、先ほど町長よりお答えをさせていただいたとおり、避難されました世帯と世帯との間隔を2メートル空けるなど感染防止対策を施す必要がございます。避難をしてみえます世帯の世帯員数にもよりますが、先ほどお答えをさせていただきました收容可能人数は3人世帯の場合を想定して、お一人当たりの必要居住面積は割り返しますと約7平方メートル必要となります。その基準をもってそれぞれ施設の面積を除いて算出をさせていただいたものでございます。

したがいまして、御質問のように避難世帯の避難人数は、お一人ですとかお二人で避難してみえる方もいらっしゃいますので、そうした場合には1人当たりの必要居住面積が増加いたしますので、さらに收容可能人数は減少するということとなります。お示しました收容可能人数につきましては、ほぼこの数値が上限になるであろうと認識をしておるところでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 2点目でございますが、ゲリラ豪雨によりまして鍵の取扱いについて先ほど質問をさせていただきましたが、避難所、それから防災倉庫は、原則として職員が開錠するというようになっておりますが、特に内水氾濫の場合には実態を把握するのに時間がかかるというのがございますのでどうかというのが1つ。これは特に地震の場合につきまして、用具が瞬時といたしますか直ちに必要になって、職員が役場に出勤をしてそれから現場に行って開錠するのは遅いのではないかと。全ての避難倉庫、あるいは避難所に職員が行って開錠するという原則になっておるわけですが、もしそういうような場合にしっかりとした引受先といたします

か、町内会とか自主防災会とかそういうようなところがあった場合には、先ほどもあった中に検討いただけるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほども答弁させていただきましたように、その辺りは地域それぞれの実情と、またその引受先も地元の皆さんと相談しながら臨機応変に対応してまいりたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 笠松競馬場の水害に対しましての整備計画につきまして質問させていただきましたが、早速9月補正で応急措置ということでスクリーンをセットしていただくということになりましてありがとうございます。

これは一般論でございますが、笠松町全域におきまして降る雨でございますが、自然流下で流れるものとお聞きしまして、笠松競馬場と、それから三角駐車場と、先ほど言いました厩舎から円城寺のほうにかけて、その3か所、僅か2か所の樋門から木曾川に流れ、あとにつきましては全部長良川でございます。そういうことから、特に自然流下ということに注意をいたしていて、特に長良川の水位が上がった場合には笠松町の自然流下は止まってしまうという状況になると思いますので、よろしく願いをいたします。

最後でございますが、今回、私は松枝地区を例に取りまして防災を考えるということで質問させていただきましたが、松枝地区、あるいは下羽栗地区につきましてはまだ田んぼが多く、水の状況を目視することができるわけでございますが、笠松地区につきましては、気がつくときはもっと遅くなるというのが現状でございます。

昔の羽島用水につきましては笠松中学校の横にU字型の用水がございまして、現在は地下埋のパイプラインになっております。上部を公共のために利用いただいているわけでございますが、水の量としましては、当時の4分の1か5分の1の容量しかございません。それで、松枝地区におきまして用水があふれたり、あるいは道路が冠水したという状況になったときには、パイプラインが満水な状態でございます。長期間そういうのが続けば、本庁のほうに逆流をしてくるということで、本庁の方が気がつかれたときには側溝に水が入らないという状況になりますので、そういうところを心配しておるということをお伝えして終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、防災についてですが、防災については8月号の広報「かさまつ」と一緒に洪水ハザー

ドマップを配付していただきました。昨年から今年にかけての豪雨や台風のこともありましたので、町民の皆様からハザードマップのお話が出ます。大雨が降ると怖いね、真っ赤やがねと関心が強まることはありがたいことだと思います。

しかし、自主防災会、町内会に組織されていない世帯には、広報「かさまつ」もハザードマップも届いていないのではないのでしょうか。笠松町民の命、暮らし、安全に責任を持つ町政でありたいと考えるならば、このことをないがしろにできないと思いますが、町としてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

次に、災害時における3密を防ぐ避難所対策についてですが、ハザードマップには小学校区ごとに避難所が示されています。笠松校区は13か所、松枝校区は14か所、下羽栗校区は8か所です。3密を考慮した場合には、それぞれの避難所での収容可能人数をどのように見込んでおられるのかお尋ねします。

避難については、自宅などの2階や3階への垂直避難、親戚、友人・知人なども考慮を勧められています。笠松町は、岐阜県下で一番お寺の多い自治体とのこと。26のお寺があると思いますが、避難所をお願いできればより住民からは身近な避難所になると思います。また、先日の木曾川の上流部などでの豪雨のとき、増水を心配された北及の女性の方でしたが、田んぼを寄附するので近所の住民が避難できる高台を造ってもらえたらという声も出ました。

台風のように予見できる災害などでは、より身近なところに避難所をと思いますが、地域の事業所などもお願いすることが考えられますが、どのように進められているのか、現状をお尋ねします。

次に、災害弱者への支援についてです。

災害弱者とは、疾患があり常備薬が必要な人、高齢者、赤ちゃん、妊婦さん、食物アレルギーがあり特定の食べ物が食べられない人などが考えられます。その多くの方たちは避難所へたどり着くための援助から必要だと考えられますし、避難所の生活についても十分な配慮が必要だと考えますが、町としてはどのように進めようとされているのかお尋ねします。

次に、保育園や学童保育等についての災害時の判断についてですが、8月31日の岐阜新聞に、保育園、災害時の休園判断が自治体の51%が基準なしという見出しがありました。笠松はどうなっているのか、お尋ねします。

次に2つ目ですが、ダンボールコンポストによるごみ減量化の取組についてお尋ねします。

ダンボールコンポストによるごみの減量化の取組を強め、堆肥を活用した地産地消の野菜作りによるまちづくりについてです。

私も8月1日の土曜日に中央公民館で、環境の会の皆さんの御指導を受け取組を始めました。この取組の大先輩になる友人との話ですが、もっと町民の皆さんに広げ、ごみの減量化ができ、笠松町のまちづくりに生かせるような取組になることを望まれていました。私も同感でした。

そこで現在、ダンボールコンポストでごみ減量化に取り組まれている人数と、ごみの減量化の取組に対する町のお考えをお尋ねします。

以上、2点をよろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんの御質問の答弁をさせていただきたいと思います。

最初に、ハザードマップが届いていない世帯に対してはどのように考えているかという御質問でございますが、洪水ハザードマップにつきましては、広く住民の皆さんに配付する必要があることから、7月号の広報「かさまつ」に併せて全戸配付を行うとともに、町ホームページに掲載し、どなたでも御覧いただけるよう広く周知に努めているところであります。

また現在、庁舎のほか松枝公民館と総合会館において、希望される方にハザードマップをお渡ししておりますが、加えて転入手続のときにも窓口で配付してまいりたいと考えております。

続きまして、3密を防ぐ避難所対策について、身近な避難所としてお寺や地域の事業所を考えられないか等の御質問に対する答弁でございますが、新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下での避難所対策につきましては、笠松町避難所運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症対策編を新たに付加し、避難所の居住スペースの間隔確保や定期的な換気、発熱や体調不良者の分離などを定めております。こうした対策を講じることから、町内35か所の避難所の収容人数は6,834人が3,218人と約半分に減少することを想定しております。

このような状況から、さきの定例会でもお答えしましたとおり、新たな避難所を確保するための方策の一つとして町内事業所への協力を依頼することが有効な手段であることから、現在、事業所建物の規模や階層などの要件を設定し洗い出しを行い、今後事業所へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、議員御提案の寺院につきましても、身近な避難所と考えておりますので、対象に加えて同様に検討してまいりたいと考えておるところであります。

続きまして、災害弱者の支援について、とりわけ避難所生活への配慮につきましてでございますが、町では災害対策基本法に基づき、要介護度3以上の方、障害のある方、独居の高齢者の方など災害時に自ら避難することが困難な方の名簿を作成し、このうち同意を得られた方の名簿を自主防災会や民生委員さん、消防団等へ情報提供を行っております。自主防災会では、避難を支援する方や要支援者本人、その家族などと一緒になって災害発生時に誰が安否確認しどこに避難させるかを定める個別計画の作成を進めているところであります。

避難所生活ではプライバシーの確保に配慮し、特に乳児や妊婦、障害のある方を含む世帯は、一般の避難者と分離するなどストレスに配慮した居住スペースの確保が必要であると考えています。

また、避難者の健康管理におきましては、持病や投薬の状況、アレルギーの有無の把握が非常に重要であることから、避難所へ避難した際にこれらの情報を記載し提出する避難者カードを事前に記入していただけるよう7月号の広報「かさまつ」に併せて配付を行いました。さらには、今年度の自主防災訓練では、避難者カードの記載を基本訓練に位置づけ、事前の記入を促しているところであります。

しかしながら、避難所生活では行政が用意できるものにも限りがありますので、特に疾患に対応した薬や各種アレルギーに対応した食事のほか、ふだん赤ちゃんが食べているベビーフードやおやつなど、日頃から避難の際に必要となるものは何かを考え用意する自助の大切さを伝えてまいりたいと考えております。

また、今年度より笠松町でも子育て世代ママさんたちにより、災害時に家族、子供の命を守る自助を目的とした活動が始められましたので、こうした団体と連携しながら地域の防災意識の向上にも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、保育園、学童保育の休園判断はどうなっているのかというお尋ねであります。保育所、保育園の警報発令時の対応につきましては、町から平成25年に各保育所に対して方針を示し、各保育所におかれましてはその方針に基づき判断基準マニュアルを作成され、警報発令時には各保育所において自宅待機、通常保育、休園の判断を行っております。また、登園後に警報が発令された場合におきましては、通常保育をしながらお迎えの時間を天候や道路等の環境状況を十分に考慮しつつ保護者さんにお知らせし、安全にお子さんを引渡しできるように努めておられます。なお、状況によっては町と保育所と協議して決定しております。

しかしながら、現在の気象状況や他地域の災害状況を鑑み、休園等の判断基準については、施設とよく協議し事前に認識を共有していくことが重要であると考えておりますので、今後改めて町において判断基準を示し、各保育所においては、その基準に準じ対応していただくよう進めてまいります。

また、放課後児童クラブにつきましても町が運営しておりますので、警報発令時における休所判断は小学校における休校判断に準じておるところであります。

続きまして、ダンボールコンポストについての取り組んでいる人数とごみの減量化に対する町の考えについてであります。まずダンボールコンポストに取り組んでいる方の人数といたしましては、町の補助制度等を利用された方の人数となりますが、平成24年度から羽島環境の会さんが実施していただいている新規講習会に199人の方々が受講され、昨年度は42人の方に段ボールを、50人の方に基材を補助させていただいております。

次に、減量化に対する町の考えといたしましては、間宮議員にもお答えしましたとおり、ごみの発生抑制、物の再使用、ごみの資源化を進め、各家庭の判断において取り組むことのできる減量策を実施していただきたいと考えているところであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

まず最初のハザードマップと広報と町内会との関係ですが、本当に組織されているのがどれくらいかはつかんでいらっしゃいますか。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

参考となりますのは、現在、各町内会において広報等の配付をしていただいております。そちらのほうにお届けいただいている世帯数を大体住民登録の世帯数で除しますと、おおむね7割程度の世帯数が町内会に御加入いただいているものと認識をいたしているところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ということは、3割の方が、先ほどで言われればホームページで見るとか、役場や公民館などに広報を取りに行くとか、そういう形となる。どこまでつかまれたということ言えば、その3割の残りの人がどこまで届いているかは今の状況では難しいと思うんです。全町民をということになりますと、それこそ住民届をされた数で、または10月から、今始まったと思いますが国勢調査の機会ではないかと思えます。私は一度きちっとそれをつかむべき、把握すべきではないかと、町としては。そして、それを含めて、その後、自主防災会にも、長池については何世帯あって、そして組織しているのはどれくらいも分かるような、つまびらかになるような形というのは、どうしてもこの防災の上には必要ではないかと私は思うんですが、その点も含めてお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確におっしゃるとおり町内会に入っていない方がこぼれ落ちてしまうのではないかと、これは非常に重要な課題であり懸念する問題だと思います。一方でこれを裏を返せば、どれだけ町内会に入っただけかということが大きな課題だと思います。今日も傍聴席に町内会長さんもいらっしゃいますが、皆さん非常に御苦労されております、そういった意味におきましては、町内会の加入率が笠松町に限らず全国的に低下しているという中、確かに今入っていない方にこういう手当てはするんですが、そう言うてはなんですが、そもそもそういった方々、あまり地域活動に意識がない、低い方がやっぱり多いのではないかとこのように推測されます。

まずは、私どもとしましてはそういう入っていない方に啓発ももちろんですが、

いかに町内会に加入していただくか。これは強制できませんので、そういった方法も併せて同時並行で進めていかないと、結局それを入れてもらっていただかない方にどうやって伝えるかという、誰がそれをやるかといいますと、職員もそうなのですが、町内会、地元の方々、この今の現状において果たしてそれが皆さん方、地域の方々の役員さんにそういった活動に協力していただけるか、今非常に不安な点がありますので、もう少しいろいろな方々、町内会の役員の方々の意見も賜りながら同時並行で考えていくべき問題ではないかというふうには今思っております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 町内会にお願いしていかざるを得ない部分もあることもよく分かります。けれども町としてはやはり住民届の一覧表によって分かるわけですので、つかむのは1年に1回はやるぐらいの形で、そして届かないところにどうしていくかというのを町としても考えていかなければならないし、そこには責任を持っていただきたいということを思いますので、これは要望にしておきます。

私はこれまでも言ってきましたごみの問題政策としまして、町の政策をきちっと分かってもらっていくということでもごみの問題、それからこうした災害が起こったときの住民の命を守るという問題、これは捨てておけない問題だと思うんですね。もちろんこれは笠松町だけで済む問題ではないですよ。全国どこでもある、自治体としての住民の命、暮らし、全て守っていく上でも大事な観点だと思うんです。そのことを相手に分かってもらわなきゃ町内会にはなかなか組み込めたいとはいけないというのはよく分かりますし、また町内会の皆さんにそれだけのお仕事までもお願いできるわけにはいきません。かといってやっぱり自主防災会、自治会としても近所の皆さんがちゃんと安全に、例えば長池で何かがあっても町内会長さんはじめ役員の皆さんはいろいろ考えたり携わったりしてくださっているわけです。取りあえず町としては、全町民がどこにいるか、最低どの地域にいるかだけでも校区単位、または本当は自主防災会単位でつかむことだけはお願いできないかと、町がつかんでおいてもらえないかということをお考えしますが、その点お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 多分長野議員がおっしゃっているのは、我々が持っている住民基本台帳と各町内会の町内会名簿を照らし合わせた上の話だと思うんです。今ここで即答できないんですが、これは個人情報の問題が出てくるのではないかと、町内会の名簿を我々に提出してもらおうということになりますと、中には行政にそういったものを出してほしくないという方もいらっしゃると思いますので、そこら辺りもう少し調査、研究させていただきたいと思います。

暗に我々のほうから出してくれと言って、かえって町内会の皆さんが、役員の皆さんが戸惑

ったり、またトラブルの原因になると困りますので、この辺り周辺の実情等も踏まえながら研究させていただきたいと思います。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そのことの難しさはとてもよく分かりますけれど、町内会長さん、いわゆる自主防災会の会長さんと町の仕事とのところでは、個人情報というだけでは済まないこうした災害問題、ごみの問題ではあると思うんですね。でも本当にどこかで町民の全ての状況を、どこかでじゃないですよ、町内会と密接なことですから、それはある意味会長さんだけでつかんでも秘密にしてもらわなきゃならんようなことが起こるかもしれないけれど、そういうルートをつくるのは難しいんですかね。そこも考えどころだとは思いますが、どこかで一遍考えるべきじゃないでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） これはもう少し、今申し上げたようにいろいろありますし、今非常に多様性があるような考え方の方がいらっしゃるんですよ。今は個人情報もう過敏になり過ぎて。これは個人的な意見ですが、なり過ぎていて、ちょっとしたことでもうかみつかれたりするような、クレームが来るような時代であります。ここら辺りは慎重にやるとともに、できる限り門戸を広げるという言い方が適切かどうか知りませんが、窓口でも配付しますし、先ほども高橋議員さんからお話がありました歴史未来館の防災の企画展、そこでもハザードマップが展示してあったもんですから、その学芸員の高木先生にもお話しして興味のある方がもしいらっしゃったら、そこでも配れるようにしましょうという話もしています。

あらゆる機会を通じてそういったものを行っていきますので、いましばらくその辺りもう少し検討の余地がある。我々だけで決められる問題じゃないもんですから、お願いしたいと思います。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） どうぞこれは課題だということだけは常に思って調整を進めていただきたいと思います。

次に、密の問題では、高橋さんから大変詳しく説明をしていただきましたが、お寺さんも26全てが、お坊さんがいなくなっているところだとかいろいろあると思いますので実情もありますが、ここに声をかけていくということにはそんなに難しいことではないでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） お寺に限らず、ちょっと高い建物のあるところにはこれから協力を求めていきますし、また町内に限らず広域で避難できる場所も、もし協力できる場所があれば

考えていきたいと思います。何よりも先ほどもお話ししましたように、自助・共助の面で事前に家族の方、地域の方から公共の施設に限らず、例えばこの辺りですとスーパーの駐車場とか、松波病院さんも今大きな立体駐車場を造っていらっしゃいますので、そういったところへもし災害があったら避難しようよと。事前にふだんこういう状況の中で、平時において話を進めてもらえると非常に防災の関心も高まるし、いざというときに速やかに避難できると思いますので、また議員におかれましても地域の方々にそういう話を家族や、近所でしてくださいというふうをお願いしていただけると非常に我々も助かります。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） どうぞよろしく願いいたします。

もう一つは、例えば松波病院ですと田代の東、中、西までとはいかんだらうけど、そういうところとのことがあるので、町が先をお願いをしていただけたらいいのか、町内会の人たちから働きかけていくのがいいのか、その辺りはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろん町が先にやります。地域で我々が気づかないような場所ももしかしたらあるかもしれませんので、両方一緒にそれぞれやっているとまた効果があると思いますし、我々がなかなか、渋っているところも地元の方がお願いすればそういうことだったらいふことで協力してくれるケースも考えられます。いろんな方面からアプローチするのがいいというふうに思っています。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ハザードマップを頂いて、本当に真っ赤で木曾川があっぷあっぷとなったら大変なことだというのは皆さんの思いだったみたいですが、これについて、避難する家族の状況を知らせるといふメモするものがありましたけど、これは長池区の区長さん宛てに出して、または班長さんを通して出して、そこで持って行ってもらうものなのか、どこでこれを把握されるのか、自分のところのうちだけで話し合っただけで持っておればいいのか、その辺はどのような状況ですか。

先ほどちょっと防災訓練の場、地域のときという話もされたけれど、今こういう密になっただけという状況の中では、その防災訓練もあまりやれないですね。となると、これをいつ、どう把握される、どのように使われるつもりでいらっしゃるのか。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） 今、議員さんが御紹介いただきましたハザードマップの最終ページのところの部分については、先ほど町長からもお答えしましたように、まずは各家庭で自分た

ちが何かあったときにどういったようなことをするのかというようなことを御相談いただいて、そういった意識を高めていただく一つのツールとして御提示させていただいております。これを基にそれぞれ、こうなったら困るね、ああなったらどうしようというようなことを素朴に御家庭で情報共有いただけるのがまず第一歩かと思っております。

その後、各自主防災会におきまして、先ほどお答えをしたとおり避難カードの作成というものを今回基本訓練として位置づけて実施して下さっておりますので、相まって各家庭、また地域においてそういったような情報を共有して意識を高めていただけたらというふうに考えているところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 避難者カードは、そういう一つのこの機会に家族でということと受け止めてよろしいですね。

次に行きますが、災害弱者の支援についてですが、避難所に集まるまでのところの弱者の問題と、避難所に来てからの暮らしの問題と、それから避難後の、短い期間になるのか長い期間になるのかいろいろ災害の状況で違って来るわけです。東北であったり、熊本の関係だったりしたところを経験された方が、災害弱者だけ例えば集めてしまうのは、家族と共にいてのほうがいい暮らしをするときは心が安定する、だからそういうことも配慮することが大事だというのが書いてあったんです。一緒のところに行ったらあれみたいですけど、そうではなさそうだよということがあるんですが、その辺も、幸い今のところ笠松はそんな避難の状況が起こらないですけど、心に留めておいていただけるといいと思いますので、お願いいたします。

次に保育園や学童保育の関係ですが、一応小・中学校や公立の高校などは警報が出たら学校は休みというふうに理解しておりますよね。保育所についてもそのような形での理解をしていくのか。もちろん親の事情やいろいろあるので保育園なんかは難しいこともあるだろうと思えますけれど、常に自治体とは報告されたり把握するという形になっているのかどういふふうなのか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

保育所におきましても、やはり学校の場合と同じで特別警報の場合ですと休所、そのほかの警報になりますと自宅待機ということを決めておられます。これは平成25年のときに町からこのような方針ということで出させていただいて、それに基づいて保育所も実施されております。その都度、判断を迷われたりとか、こういうふうになりましたということの連絡とかは町と取っております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） どうもありがとうございます。安心してお任せいたします。

次に、ダンボールコンポストの関係ですが、間宮議員のときは減量化とその特典のような話でしたけれど、私はこの取組を多くの町民にどうやって広げるか。そしてそれによって、いわゆる松枝の北及の一部と門間の全部が市街化調整区域、あと円城寺のところの厩舎と米野が市街化調整区域ですかね。私は市街化調整区域にある今の水田や田畑の役割というのはとっても大事だと思うので、そのことを生かしていけるようなことと、このごみの減量化と併せていけるような、農業委員の人とも土地のあれだけじゃなしに、いかに笠松の土地を守っていくか、そういうところの働きがしていただけるような取組ができないかと思っているんです。町長さんは、昨日も間宮さんの質問で、これだけじゃないよ、減量する方法はいろいろあるのでそういうのを生かしてもらえればと言われます。それはそれですけども、循環型、要するに環境に配慮した減量化ということでは、まさにこの取組って大事だと思うし、せっかくこれに取っつかれているわけですので、これをより生かしていく方向として、農業委員会だとか、あの田んぼや水田などを生かし、水害にも防災にもつながるためにも、それから環境を守るという大きな点でもこれを強めていくことってとても大事だと思いますが、その辺り町長、もうちょっと考えを大きくしてもらえないだろうかと思っておるんですが、お考えをお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員がおっしゃるように、例えばこのダンボールコンポストがわあっと広がって、その堆肥を使った農作物を作ってそれをブランド化するというこれは理想であります。実際のところ私自身も農業の人間ではありませんし、実際やっていただく農家の方の実情という、あるいは思いというのはやっぱり第一に考えなければいけないと思うんです。それに当たって、実は北及地内で農地を所有している方々のアンケートが先般行われたわけであり。確かに高齢化や後継者不足であって今後農地を維持管理することが無理だから貸し付けたいという人が少なからずいらっしゃるようなんですが、ただ田んぼを何とかしたいという思いの方が7割で、畑の方が3割ぐらいということで非常にまた少ないわけです。

一概に農業といいましても、笠松の農業は田んぼが大半であります。そうなりますと、果たして今の現状でそういったものを一種の仕事としてそういう堆肥を受け入れていただけるかどうか。これはなかなか実際に聞いてみないと分からないと思うんですが、ちょっと今の段階では難しいなというのが考えであります。農家の方々のそういう採算性を考えますと、やはり最初は、昨日も申し上げましたように家庭菜園とか、あるいはそういった方々が自主的に農地を借りられてやっていただくということからスタートし、それが広まっていけば、これは商売になるなどか、付加価値がついて皆さん喜んでもらえるなどということになれば、おのずと今農家をやっている方もそういったものに賛同していただけるんじゃないかと思えます。

やはりまず隗より始めよで、議員はじめ積極的にそういった活動を推進していただけますと機運が盛り上がるのではないかと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 一応経済課の中で、その結びつきを、このごみの問題も経済課の中でやっているわけですが、ここだけにしないでもうちょっと大きく広げて、私も広めるための努力はこれからもしていきますので、それが本当にごみの減量化でごみ経済に響き、そしていい野菜で環境も守れるというのであれば、もっと仲間を増やしながらかまた頑張らせていただきます。

どうもありがとうございました。一般質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時半まで休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回質問させていただくのは、7月15日及び8月5日の両日にかけて町から素案として示されましたごみ処理の有料化と排出ルールの変更について3点ほど質問させていただきます。

この有料化とルールの変更には、長年、町の最重要課題として考えていましたが、町民の理解や協力を得ることが難しく長い時間たってしまいました。町民には応分の負担をかけることになってきますが、現在も町民全員による資源回収を当番制で行い、事業系のごみの有料化を行ってきました。そもそもごみの有料化とか排出ルールの変更ということは、私たちの今までの生活には考えられませんでした。昭和から平成、令和へと時代が進み、地球環境の変化、温暖化の進行、町民一人一人の意識の向上を願うには、応分の負担を町民にかけなければこれからの行政は立ち行かなくなるのではと考えます。

長年使用した岐阜市境川の岐阜羽島衛生施設組合でのごみ処理も終了し、新たに羽島市内において新しい施設の建設に向けて進まれています。これには多くの予算もかけられ、また私たち笠松町も新施設への加入を進めています。今まで以上に建設費及び使用の応分の我々の負担は少なくなるようなことはないように思われます。それには、やはり町民一人一人が意識を少しでも理解していただき、応分の負担、ごみの排出量を抑制し減量をいま一度考えてはと思う

次第です。

以下3点ほど質問させていただきますが、議員として長年の課題であるごみ問題は避けて通れないように思い、まだまだ町民には説明及び理解ができていません。しかし、限られた時間で早急に進めていただき、議会も協力してしっかり現在の笠松町の将来や未来に向かっていきたいものです。

まず1つ目として、今年度においてこの素案を進めるについて、年内、または今年度末の3月までに早急に進めなければならない条例改正や予算化するような案件があればお考えをお聞かせください。

2つ目として、資源ごみの収集の見直しについて令和3年4月からの拠点回収の実施、また緑ごみの回収についてです。

これには、現在多くの町内会の参加をいただき、集団回収をさせていただいています。私の町内では4か所のステーションにおいて、朝7時から8時まで当番制にて行っています。しかし、ルールを守らない町民が多く見受けられます。現在の町内会集団回収は継続するものの、今回の拠点回収の設置、また緑ごみの自己搬入場所への持込みと大きく変わると思います。拠点回収には、町内3か所の公共施設への時間内搬入、緑ごみの自己搬入、これらのことについて町民がルールを守り整理整頓してできるか疑問に思っております。

担当課において今回始められる朝9時から17時まで搬入拠点回収実施の進め方について、いま一度お考えをお聞きします。

3つ目として、令和3年10月からの家庭系の燃えるごみの有料化及び燃える大型ごみ、金物瓦礫の排出方法の変更、処理の有料化などについてです。

この件については、前々から家庭系ごみの減量には、長い間いろいろな施策を行ってききましたが大きな変化は見受けられません。そんな中、ごみ処理には多くの予算をかけ現在も行っている現状です。やはり町民一人一人がごみ処理についてもう一度よく理解していただき、排出量の抑制、費用負担の公平性とごみ処理経費の削減を進めるのが喫緊の課題と見受けられます。

前々からこの最大の事業ですが、指定袋の導入等にはこれから開始までに1年ほどありますが、議会、町内会、ごみ減量推進委員等への説明及び理解をいただくのが我々の大きな問題と思います。昨年のタウンミーティングにおいても、いろいろと御意見がありましたが、おおむね町民の方には前向きに理解されているように思っています。

指定袋の導入、大型ごみ、金物瓦礫の排出方法の変更、これには大変クリアせねばならない問題点があるように思われます。近隣市町、県下の動向等も参考に進めていただき、現在の検討状況をお聞かせください。

以上、3点ほど質問させていただきましたが、令和3年度に向けてあまり時間がありませんが、いただいた素案を基に前向きに進めたいと思い今回の質問をさせていただきましたので、

町当局の見解、担当課の回答をいただきましたら幸いです。

これにて1回目の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 安田議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 安田議員さんからの令和3年度ごみ処理の有料化及び排出ルールの変更についての質問の中で、まず今年度進める条例改正や予算化する案件についてお答えしたいと思います。

来年4月からの収集方法の拡充、見直しに関する事項の1点目、資源ごみを3か所の公共施設で回収するための予算につきましては、今議会で補正予算として提出させていただいております拠点回収整備工事請負費などであります。

2点目の緑ごみ回収といたしましては、現在のところの案ではございますが、第4土曜日、町の委託業者が、緑町墓地、福祉健康センター、スポーツ交流館の各施設の駐車場を利用し、その3か所におおのの回収時間を設け順次回収する方法で調整しておりますので、公共施設での資源拠点回収のような施設整備費を投じることはございません。

次に、来年10月からの燃えるごみ、燃える大型ごみ、金物瓦礫の有料処理の開始と排出方法の見直しに関しましては、早い時期、できれば12月議会において処理手数料を改正する廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正を御提案させていただきたいと考えております。

また、指定袋の導入につきましては、有料化実施開始前に指定袋を購入できる体制を整える必要があり、袋の発注、作成、納品等の時期を考えますと、来年の第1回定例会において補正予算、あるいは令和3年度当初予算として御審議賜りたいと考えておるところであります。

令和3年度の予算としましては、緑町地内に設置する粗大ごみ持込み施設の屋根、委託業者が待機する事務室、水道設備等の経費、また緑ごみ回収、資源拠点回収の業務委託も含め、業務委託内容が大幅に変更になるため、その関連予算を提案させていただく予定であります。

続きまして、拠点回収の実施の進め方についてお答え申し上げます。

緑ごみの回収の進め方といたしましては、各地域の搬入時間を1時間程度設けまして、排出者はその時間帯に持ち込んでいただき、そこで収集委託業者の立会いの下、パッカー車等に移していただくことを考えております。

2点目の公共施設に設置する資源拠点回収につきましては、年末年始を除く9時から17時、公共施設に職員がいる時間帯に排出していただき、それ以外の時間帯は排出できないよう閉鎖させていただきたいと思っております。

回収拠点のルール違反、排出の対策といたしましては、青パトによる巡回強化、監視カメラの設置、悪質な事例には警察と協力し対応していくものであります。そのほかには、町または委託業者により拠点回収場所を巡回、管理することにより可能な限り良好な状態を維持するこ

とができるものと考えております。

続きまして、指定袋の導入、大型ごみ、金物瓦礫の排出方法変更の検討状況についてですが、まず指定袋の販売方法につきましては、町内事業者で袋販売を希望する小売店、あるいは町外であっても大型商店等で取扱いができればと考えておりますが、この部分に関して他市町の例も参考にしながら検討している状況であります。

指定袋の種類、価格といたしましては、燃えるごみは50円と30円の2種類、袋に入る金物瓦礫、燃える大型ごみであれば1袋200円、袋に入らないものであれば10キログラム当たり200円という設定を想定させていただいております。

また、排出方法といたしましては、家庭系の燃えるごみは指定袋に入れ、現在の町内の集積場所に排出していただき、現在の金物瓦礫、燃える大型ごみは粗大ごみとして統一し、緑町町内に予定する持込み施設に自ら搬入するか、許可業者による戸別回収、指定袋に入るものについては資源のステーション回収の3つの方法を考えておまして、自ら搬入及び戸別回収につきましては、許可業者に電話等で排出する希望日時を伝えていただき、そこで日時を決め排出していただくことを考えており、指定袋による収集におきましては、現在町内会で実施いただいております雑誌、新聞等の資源回収時に排出していただくことを検討しております。

現時点ではこのような排出方法等で検討を重ねており、今後も引き続き議員の皆様と協議を重ね委託業者等と調整した後、町内会長をはじめとする町民の皆様に理解、協力していただけるような場を設け、丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

私たち議員もこのごみ問題に対しては、町民の方に前からいろいろな問題でお願いしているわけですが、ようやく二十数年たって指定ごみの導入とか、大型ごみの有料化とかいろんな問題が出てきたわけでございます。我々議員もこれをしっかりと町民に説明する義務がありますので、町当局もしっかりと町民に理解をしていただくのがまず第一条件だろうと私は思っております。

この質問のまず1つとして条例改正、今、町長さんから12月議会、また3月議会で条例改正しなければいけないところは聞きました。この2月の町内の広報と一緒に令和3年度のごみカレンダーを配付せねばなりません、その中にはある程度変更の文句も入るのか。今のと同じようなことでまだ4月からは緑ごみと拠点回収だからカレンダーには関係ないようには聞いておりますが、ごみカレンダーの扱いはどのように考えてみえるか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

今の想定では、12月の議会で条例改正を提案させていただきまして可決いただきましたら、それで内容がほぼ固まりますので、2月にお配りするカレンダーには4月からの変更、また令和3年10月からの変更についても盛り込みをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

この進め方として、カレンダーは、12月議会で可決してそこで進めるということですが、町民への説明は、今後ごみ減量推進委員を通していくのか、町内会を通していくのか、また防災無線等でしっかり広報するのか、広報と一緒に1枚刷りなどでルールの変更とかそういうものを重点的に町民に対してお知らせするのか、そこら辺もし今の段階で分かっていることがあればお知らせいただきたいと思えます。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） できるだけ幅広く町内会長さんはもちろんのこと。先ほどの長野さんの質問ではありませんが、町内会に入っていない方もいますので、ホームページ等、あるいはそういった啓発の機会がありましたら、これから詳細は詰めていきますが、できるだけ漏れがないように伝えていかねばならないというふうには認識しております。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございました。

やはり町民一人一人にある程度の負担をかけるわけですし、町の財政もそんなに豊かじゃありません。まだまだこれから出てくるお金はあると思えます。町民に理解していただくのが大事だろうと思えますので、担当課においても、また町長さんにおいてもいろんな面で町民に説明していただきたい、このように思っております。

2番目の拠点回収ですが、今回、この議会にJRのコンテナを2台ほど買う予定でそれを予算化しておるわけでございます。

私も毎月、朝の当番じゃなくても毎週ごみの資源回収に出向いているわけですが、ペットボトルとかプラスチック製容器、缶、瓶、どれだけ町民の方に説明しても、飲みさしのジュースを入れたり、缶詰の缶の中はべとべとで出したり、そういうことが本当に数多く見られます。JRのコンテナ、そこに籠を入れて置くのはいいのですが、町の職員の方が大変になると思えます。監視カメラを置いても守っていただける町民の方が100%ならいいんですが、中には時間になかなか来られないというようなことで、今も朝7時から8時までに搬入してくださいよ

ということでも、前の日から置いておいたり、なかなかルールが守れない。この拠点回収の今の担当課の思い、先ほどの説明では監視カメラを置いたり、また青パトで巡視するというようなことを今町長さん言われましたが、そこら辺もう少しちょっといい方法があればと思います。担当課で考えていらっしゃるがあればお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

拠点回収でいろんなルール違反等々の御心配をさせていただきましてありがとうございます。

先ほど町長が答弁いたしましたように、青パトによる巡回、また監視カメラを入り口、また中にも設置する予定をしております。警察とも協力してやっていきたいと思っておりますが、まず最初のうちには、職員ができる限りその場にいまして、ルールというか説明をさせていただきたいと思います。その説明が定着するまでそのような方法を取らせていただきまして、できる限り守っていただくような形にしていきたい。またいろんな形でも、ほかの媒体でもルールを周知していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

コンテナの中へ本当に皆さん方がルールを守ってしっかりと入れていただければ結構なんです。こればかりはやってみなきゃ分からない。また、職員の方も大変だと思うんですね。中にはちょっと横着いと言ったら口が悪いんですが、これ汚れておるから持って帰ってと我々の資源ごみのときでも言い争いになるようなこともあります。少し慣れるまで、この4月から大変だと思いますが、そこら辺またよく注意していただいて、また注視していただく、そんなふうで進めていただきたいと思います。

次の緑ごみの問題ですが、この前の素案の説明のときも少し言いましたけれども、木の剪定とか庭木の剪定、特に松枝地区、下羽栗地区は立派なお庭を持ってみえる方が結構あります。緑ごみが資源化になるということですが、高齢者の方が自分で庭を剪定したり、庭の草を引いたりして、それを持って、緑町の火葬場の緑会館のところまで、車に乗ってあそこまで緑ごみを持っていくのは果たして本当にできるかというふうに思っております。私としては今の家庭系ごみと一緒に各指定袋に入れて、家庭系ごみのステーションへ出せるようにしていただくと、それは資源化になりませんが、資源化にする緑ごみを家庭系ごみと一緒に出せば一番いいと思います。本当に下羽栗地区や松枝地区の人が緑ごみをあそこの緑会館まで持っていけるかそれを心配しているんですが、もう一度考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

今、安田議員さん言われましたように緑ごみ、資源化の推進ということで資源のほうに緑ごみを回すというようなことで今現在想定をしております。当初は緑町の墓地の駐車場1か所と思っておりましたが、現在、委託業者と検討しております、各地域、下羽栗地域でいきますとスポーツ交流館、松枝地域でいきますと福祉健康センター、笠松地域ですと緑町の墓地の駐車場という3か所で進めているところでございます。

今回、緑ごみの回収、資源として初めてこれを進めるということでもありますので、当初は3か所で実施させていただきまして、状況によりまた違う方法、何らかの方法も随時検討していきたいと思っておりますが、現在のところは地域1か所に持ち込んでいただくことを想定しているところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） 今ちょっと強く言いましたけれども、緑ごみを緑会館のところまで持っていくというのは本当に皆さん方ができるかと特に心配しているんです。そういうふうで今部長のほうから言われたように、まだ日にちありますのでいい方法を選んで頑張りたい、このように思っております。

2つ目の拠点の回収、燃える大型ごみ、緑ごみの回収、これは4月1日ですので、本当にあと半年しかありませんので、この件についてはしっかりと町民にも説明していただいて、間違いないように進んでいただきたいと思っております。

3つ目の一番問題の指定袋の導入です。これは、私が平成4年に議員になったときから、羽島郡4町で指定袋にしたかどうかというようなことで、足並みそろえて、指定の袋に入れば多少なりともごみが抑制されるんじゃないかというふうでやってきましたけれども、とうとう平成の時代に手をつけられず、今回古田町長さんの声かけで何とかこれが一歩前へ進んだのかなというふうに思っております。境川の施設組合も閉鎖になり、まだまだ果たしてどのぐらいの効果があるか分かりませんが、この指定袋の販売場所、また指定袋の色とかいろんな問題で来年の10月に向けて担当課で近隣市町の状況等を把握していただいて前に進んでいきたい。我々議員も、各地域の議員がおりますので町民にしっかりと説明をして、御理解いただいて、6億円以上かかるごみの処理について少しでも削減できたらと思っておりますので、令和3年度にはしっかりと進めていきたいと思っております。

最後に、このごみ問題に対してもう少し町民に対して、今度の削減とか有料化に向けてどのぐらいの金額が削減になるかとか、また皆さんの協力を少しでもいただきたいということ、広報もそうですが、別刷りで金額的にもしっかり書いていただき、また防災無線で資源ごみの回収をやったらこのぐらい削減になりましたとか、そういうことをもう少し町民の方に周知す

るのも一つの手じゃないかというふうに思っておりますので、もう一度、最後になりますけれどもそこら辺の考えをもう少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ありがとうございます。

議員のおっしゃるとおりごみの有料化というのは町民の皆さんにとって大きな負担になると同時に、世界的な環境問題、そして今日本全国の流れの中におきましても避けては通れない問題であります。

岐阜県内42市町村ありますが、今実質無料で回収しているのは岐阜市、羽島市、岐南町、そして私たち笠松町の2市2町、これはくしくも羽島の衛生施設組合、今羽島の平方で建設が進められつつありますそちらの構成市町だけということ。羽島市も来年の秋をめどに家庭ごみの有料化を検討されているという話も聞いております。

こうした中、ただ有料化でやって負担を強いるのではなく、それによってごみの削減や、あるいはごみ処理費が軽減される、そしてその余った、浮いたお金で教育や福祉や、あるいは道路整備、町民の皆さんに直結する生活を向上させる、そういったものに少しでも使っていく、また財政基金を積み上げて、いざ災害のときに備えていく、そういったことも含めてしっかりと説明していかなくちゃいけないと思っています。ありとあらゆる媒体、それこそ今議員がおっしゃられたように別刷りで、広報以外、もちろん広報も特集を組むつもりではありますが、別刷りでいろんな機会で配付をし周知徹底、そして何よりも一人でも多くの町民の皆さん方に理解と協力とそして納得をしていただくよう努めてまいりますので、またいろいろとその辺りにつきましてアイデア等御提言ありましたらぜひともお願いしたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） 一般質問も昨日、今日と、私で最後になりましたけれども、今回は多くの議員が一般質問されました。我々議員も各地域、地区におりますので、やはり町民に説明責任、また町民の足となって、要望事項、またこうしたらいいんじゃないかというようなことで、やはり地域の方と密着してこれからも町政に励んでいただきたい。私自身も初心に返らずしっかりとまた頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしまして終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） これをもって、一般質問を終結いたします。

この際、1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

日程第2 第57号議案から日程第17 第72号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、第57号議案から日程第17、第72号議案までの16議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第57号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり承認されました。

第58号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 13ページですが、歳入のところで国庫支出金の第2項 国庫補助金の1目 総務費国庫補助金と、それから同じく歳出のところですけど、ここに先導的官民連携支援事業補助金、国庫補助ですが、これはどういう内容の補助金なのか、教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、13ページの歳入の国庫支出金の先導的官民連携支援事業補助金、同じく歳出の先導的官民連携手法検討調査委託料、これについて御説明をさせていただきます。

まず、この調査委託につきましては、平成21年3月に策定をしましたリバーサイドタウンか

さまつ計画、これの令和に向けたバージョンアップをした計画ということで、いろんな関係機関の方と元年度にワークショップを行わせていただきました。国土交通省でありますとか、名鉄さんでありますとか、競馬場でありますとか、サイクリングロードが環境楽園までつながったということで環境楽園の方、あと金融機関等々関係機関の方にお集まりをいただきましてワークショップを開催しました。完成したみなと公園サイクリングロードを活用して、この河川の河川敷等を活用してまちづくりができないか、またもちろん町なかにも連動したいということもあります。あと名鉄等で笠松駅に来ていただく方もおりますので、名鉄からみなと公園までの動線等々、どんなものができるかというものをワークショップ、本当に意見を出し合いました。

それを今回、国土交通省が補助をしていただきました官民連携ということで、具体的には何も決まっていなかったら変ですけどゼロのような状態で、いろんなことを、どんなことをやったらこのまちづくりができるか、民間と官との連携がどうできるかという調査をするものに対する補助金でございます。その申請をさせていただきますと、この予算額であります1,353万円の調査費がつかしました。それを全額委託料として歳出で組ませていただいております。

そのコンサルを決定しまして、今年度中、どういうものができるかというものを調査していきたいということで組ませていただいております。また、2月ぐらいには大きくこの調査結果が出てまいりますので、その際には議員の皆様にもまた御報告をさせていただきたいと思っております。

これによって確実にできるかどうかというものを調査するものでございます。何ができるか、どんなものができるかということで、今からゼロの状態で拠点施設を造るであるとか、川でこういうアクティビティをやるのか、ほかにも何かできないのかという。そこで民間と行政、どう役割分担をしていくかというのを調査するという調査費ということで、国土交通省の補助金を活用して実施をしていくというものでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 1,353万円で、例えば名鉄をどう笠松に生かせるか、みなと公園とつながってというようなことだとか、これまでに例えば、名鉄を使って散歩とかウオークなどやってきましたよね、今までも。ああいうふうなものも含めて何をこの笠松の中で、今いろいろ言われた事業者などと併せて具体的にどのようなものが見えてくるということになるんでしょうか。そこをお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

今回の調査、いろんな民間事業者にも調査をかけさせていただきます。一般質問でもありましたけど、三角駐車場への拠点施設というかそういうものも検討させていただきますし、いろんな関係機関の方と協議をさせていただきます。

それで、これにつきましてはイベントという一過性のもではなく、継続的にどんなものができるか、笠松に来ていただける、魅力を発信できるものができるかということも含めて検討させていただくということになっております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） この経費を使って行う対象というのは、今後、決まった方たちで定期的に行われ、来年の2月ぐらいに結果が出るということなのでしょうか。

そういうときにぜひとも、競馬場の円城寺地域に大変借地が多くて、災害が起こったりしたときの馬の問題など考えますと、何とかみんなで生かしていける知恵をもらいたいと思うし、ここに笠松としても注目していかなきゃいかんやろうと思いますが、その辺についてはどのように考えていらっしゃいますか。提案する側は笠松町ですよ、これは。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 本来ならこの質問は競馬場の管理者がお答えするところでありまして、町長ではなく管理者の立場から少しお話しさせていただきたい。御承知のように円城寺の厩舎の移転の問題は、前町長からも非常に重要な問題であり、実際競馬関係者の中でもやっぱり今後避けては通れない問題。いわゆる放馬対策や、また用地の活用等も含めた観点からなんですけど、今回の先導的な取組の中でももちろん一括してやっていきますが、ただこれは競馬組合の所管でもありますので、この辺りの調整というのは、構想の中ではいろいろ自由には発想できるんですが、現実問題としてまたその間での兼ね合いがありますので、果たしてどこまで具体化できるかは分かりません。ただ一つ言えるのは、これも含めた木曾川沿いの周辺一体化の整備の中には含まれていると考えております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり承認されました。

第59号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 長池の地内の10号線の関係ですが、有料老人ホームの土地はまだ手つかずのままの状況で、その地形の真ん中に道路が1本できていて、あの道路がなかなか、5軒早く建てられたのが売れないのはやっぱりこの道路があつてこそ、これから売りにかかるのかなあと思ったりするんです。有料老人ホームが建つということでしたけど、その見通しなどはそこでは分からない。ただ町道の認定だけでいいんですか。そのところを教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 町道認定に係る今回の道路の南側の有料老人ホームが建設予定であるという話は聞いておりますが、今回の町道認定は、北側の5棟の住宅に係る部分の町道認定になりますので、有料老人ホームの建設の状況については、私どもでは把握はしておりません。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

第60号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 28ページ、4款 衛生費、2項 清掃費、1目 塵芥処理費の中の、今日安田さんの質問の中などでありました緑ごみの収集の関係、684万9,000円ですが、説明聞いていたときに緑町のところに事務所を造るような話が出ていたんですけど、それについての説明をお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、28ページ、第4款 衛生費、第2項 清掃費、

第1目 塵芥処理費の関係でございます。

まず684万9,000円、回収拠点整備工事請負費、これにつきましては資源回収につきましては、缶、瓶、ペットボトル等の資源回収の回収拠点ということで、中央公民館、松枝公民館、総合会館に設置する工事費でございます。

緑ごみにつきましては、3地域に、緑町の墓地の駐車場、あと福祉健康センター、スポーツ交流館に巡回で行きまして、その場所にパッカー車を置きまして緑ごみを持ってきた方にパッカー車に入れていただくというような形で工事費は発生しないというふうに思っております。

あと緑町の墓地の整備につきましては、これは燃える大型ごみ、金物瓦礫のための持込み施設ということで1か所、緑町の墓地の駐車場を想定しているということで、その予算につきましては令和3年度の当初予算に計上させていただき予定をしているものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ということは、これは中央公民館、松枝公民館、スポーツ交流館に、ここはパッカー車でいいんやね。その3つの施設はパッカー車で……。だけど、それは3月の予算で組まれるのですか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、もう一度御説明させていただきます。

この補正予算で計上させていただいております回収拠点整備工事請負費684万9,000円につきましては、資源ごみの、現在各町内会の皆さんに御協力いただいております資源回収のうちの缶、瓶、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、これを朝の時間とかに出せない方のために公共施設3か所、中央公民館、松枝公民館、総合会館、そこに拠点施設を設置をするということ。中央公民館につきましては、現在町民体育館の前に駐輪場があり、そこを利用してテント生地のようなものを張ってそこを回収場にしたい。あと松枝公民館と総合会館につきましては、JRのコンテナを置きまして、その中に籠等を置いてそこに出せるような感じにする。その各施設、職員がいる時間、9時から17時まで出せるようにするというようなことで、そのコンテナであるとか、中央公民館の駐車場を利用するテント生地を張るとか、そういう工事費で今回補正を出させていただいております。

そのほかに緑ごみにつきましては3地域を、場所が違うのでこんがらがってしまいますけど、緑町の墓地の駐車場、福祉健康センター、スポーツ交流館、この3か所をある日にちに回って、そこでパッカー車を置いて緑ごみを持ってきた住民の方に、委託業者が立ち会いますが、そこで受渡しをしていただくというようなことで想定しております。

それともう一つ、燃える大型ごみと金物瓦礫、こちらは排出方法3パターンを想定しており

ます。持込み施設に持ち込んでいただく方法、家まで取りに来ていただく方法、あと袋に入る小さなものについては資源ごみに出す方法という3つを想定しております。そのうちの一つ、持込み施設というのは緑町の墓地の駐車場を想定しております、そこに屋根であるとか、委託業者がいる事務所的なものとか、水道の設備とかを設置したいということで、それは来年の令和3年の10月から実施をしますので、その予算については令和3年の当初予算に組みさせていただく予定をしているというところでございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

安田議員。

○9番（安田敏雄君） 今回の一般会計の補正は第2次コロナ対策でのお金だと思いますけれども、25ページの歳出の総務費、総務管理費の財産管理費で施設改修工事請負1,700万円、これは県町の改修ということの説明で聞いたんですが、どんなことをやられるのか、もう一度聞かせていただきたい。

5目 町民バス運行費、17節 備品購入費4,387万円、これは2台購入ということですが、大体予定として来年の令和3年度当初ぐらいに入れられるか、どんな予定か一遍聞かせていただくことと、円城寺の通称おふじの坂のところ、リフトバスを導入するために低床にすると車高が高いのであの下がくぐれないということで、中野から岐南町のほうまで行って回って帰ってきて、また下羽栗会館とか総合会館を回っています。今度バスを入れられるときに、そのリフトバス、障害者の方が年間どのぐらい利用者があるものなのか、車高がもう少し低かったら本当に10センチか15センチの差であの下がくぐれない。あれがくぐれるとある程度のバスの運行がスムーズにいくんじゃないかというふうに思う。一番初めはあそこの下をくぐっていた。今度入れられるのがミッションかオートマチックかそこら辺の話もありますし、今入っている車が特に故障が多いということで、度々皆さん方から意見がある。この予定、車種の選定とか、来年に向けてどんなふうに進められるのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私からは25ページの2款 総務費、1項 総務管理費、3目 財産管理費の中で、今回、県町書庫の改修工事費ということで1,890万円ほどの予算をさせていただくというものでございます。概況につきましては、県町書庫は平成3年に建築をさせていただきまして、以降は補修などを加え現在に至っているところでございます。現状としましては、公文書のほかテントなどの資器材、防災資機材も若干保管をさせていただいている状況でございます。

今回、コロナ禍ということでさらに避難所等において感染防止対策の備品等を整備するというのもございまして、改修して防災備蓄倉庫として拠点的な施設と位置づけて活用していき

たいという考えの下、補修と併せてそういったようなことをさせていただきたいというもの。工事の内容については、今あります屋根の上にもう一つ屋根を覆うような形の工法で改修を進めさせていただきたいと今考えているところでございます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、第5目の町民バス運行費の備品購入費ということで、バスのことで何点かお尋ねをいただきましたので、御答弁させていただきます。

まず、今回この補正が御議決いただきまして、その後いろいろと契約等々の事務を進めますが、納車は4月頃の予定をさせていただいております。その関係で今回繰越明許ということでこの補正予算にも出させていただいているところでございます。

車につきまして、長さが7メートルのコミュニティバスというのは、現在使用しておりますポンチョという名前の車種になりますが、これしかないという今の現状でございます。以前ありましたリフトつきバスというのはもうないということで、選択肢はこれということで、現在走っているふるさと納税を活用して購入しましたバスと同じ形というものになります。

あと今回購入するバスは、オートマ車を予定しております。

あと障害者の方につきましては、年間二、三件あるかないかぐらいです。現在のバスにつきましては、事前に電話をいただくことになっておりまして、乗るところにスロープをつけまして車椅子等で中へ行くと。中で、運転手のちょうど後ろのところの部分が座席が上がるようになっております。そこに車椅子を固定するという形で対応させていただいております。そのときには運転手、役場の職員であったり委託業者の職員がそのバス停に行きまして乗降の補助をするという形で対応しております。車が現在の使っているバスということになりますので、安田議員さん言われましたようにおふじの坂は同じように通れないという状況になってしまいます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

1つ目の県町の施設も、村井部長の話聞くと屋根を置くだけで1,700万円もかかるのかと僕は思うんです。どのぐらいの工事になるのか僕らでは分かりませんが、少しでも、金をもらったから全部使えばいいというものではないですから、そこら辺しっかりと。何が今入っているのか、あそこにEポートが入っておるようなことを聞いたことがあるんですが、屋根を覆うだけに1,700万円も普通では考えられない話ですから、またよく研究していただいて、あそこは割合中へ入るのも大変ですので、そこら辺よく考えて進んでいただきたいと思います。

町民バスのほうは、ここ二、三年本当に修理代がすごいということで、運転手の人もいつも嘆いてみえます。今言われたような車種しかないということですが、おふじの坂、最初の頃あそこの下をくぐっておったんです。いつも問題になる1時間ルートは、今ぐるうっと回って岐

南町の境まで行って、また下羽栗会館、総合会館を回って行っているんですが、あそこでくぐれるとすつと行ける。もしそこら辺のことができれば、ルート変更はしなくてもいいんですけど、少しでも、たとえ3分でも2分でも時間の短縮ができると思いますので、またバスの導入にはよく検討していただいて、リフトバスも大変ですけれどもよろしくお願ひします。要望しておきます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

川島議員。

○5番（川島功士君） まず25ページの総務費の中の企画総務費、これは同じようなのが社会教育費の中にもあったと思うんですけど、モバイルWi-Fiルーターを準備するということでしたが、これはどういった目的で使われるためのものかということですね。モバイルWi-Fiルーターだと通常つなげられる子局というか、そう何台もはそこに接続してもできるような能力はないと思うんですが、どのように考えておられるか。

それと、基本的に今公民館を含め公共のWi-Fiというのは、スマートフォンを前提としたシステムになっていまして、パソコンを町のフリーWi-Fiにつなげようと思うと、基本的にそのままの状態ではできない。パソコンにSIMカードが入っていてキャリアの電波がつながる場合であれば、Wi-Fiの電波を選んでメールを送ってということが出来ますが、通常のパソコンの場合はSIMカードが入っていませんので、インターネットにつなげるということができず、Wi-Fiを選んでメールを送るということも、そこからのメールを受け取るということもノートパソコン単体ではできないということになってしまいます。

なので、私は自分のスマートフォンのテザリングという機能を使って仮にインターネットにつないでという形で自分のパソコンをWi-Fiにつなげることができましたが、それができる人がどのぐらい町内にお見えになるかという結構難しいんじゃないかというふうに思います。

その辺のところは、このポケットWi-Fiルーターを使おうということを考えてみえるのか、そうだとすると何台ぐらいまでこれをつなぐことができるというふうにお考えか、お聞かせ願ひますか。

それと、26ページの企画総務費の中にある観光シティプロモーション活動事業補助金の内容を教えてください。

それと、27ページの子育て推進費の中の機械器具の中に児童クラブのPCを入れて出欠を確認したりというような話を聞いたと思うんですけども、今、小学校の先生が児童クラブを使うか使わないかというようなことを確認しておるといような話をしたと思うんですけども、どのようなシステムでそういうことをされようとしているのか、お聞かせください。

次のページ、28ページの衛生費の中の予防費の中に予防接種の助成金ということで、これも交付金で2,772人分で中学3年までの児童・生徒の分ということをお伺いしたんですけれども、これは自治体によっては全ての住民にそういうことを、補助金を出すという自治体もありますし、もっと幅広くやるところもありますし、もっと狭いところもあります。

この間のニュースですと、インフルエンザのワクチンそのものが6,000万人分というふうにニュースで流れておりました。そうすると大体全人口の半分ぐらいということになるわけですが、笠松町としてはこの2,772人分のワクチンをどのように確保するつもりなのか、確保できるという予定があるのかどうか。全国がそれだけ交付金を使って補助金を出している現状、総数が全体の半分ぐらいしかないという中でワクチンの確保についてどのように考えておられるのかということについてお伺いいたします。

それともう一つ、教育費の中の学校給食費の中で、急にそういう罹患者が出た場合に出せないということでカレーライスを、ほぼ小・中学校の児童・生徒分1日分をお手当てしていただいたわけですが、1日たてば次の日からは弁当を持ってきてくださいというようにするのか、どのようなことを考えて1日分ということにしたのか、以上お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

私からは民生費、児童福祉費、子育て支援推進費の中の放課後児童クラブの機械器具費のパソコンの購入についてお答えします。

こちらは、今回コロナ禍で、学校が休校になるということで児童クラブを急遽開催しなければいけないということで、まず学校を通じて全校の方に御案内をしました。その後に申込みを直接役場の窓口にお越しただいて、申込みをしていただいたのですが、今回このパソコンを購入して窓口にお越しただいなくても申込みをパソコンでできるようにということがまず大きなこととなります。

その後、パソコンで出欠、どの日を使う、どの日は使わないということも一覧にして管理をしていきます。また、指導員の勤務のシフト表もこのパソコンで管理していきたいと思っております。当日、利用される方、保護者の方がお休みされるとかという連絡につきましては、以前お答えしたときにお電話でというようなことを言っておりましたが、メールで登録してみえる方はスマホでもやり取りということはやっております。今回のパソコンはそういう形で使おうと思っております。

インフルエンザの予防接種につきましては、国のほうが昨年度よりも7%増のワクチンの確保というふうに言っておりますが、確かに全員の方が接種されるととてもとても足りる量ではありません。今回この2,772人というのは、今までのほかの市町村がどれぐらい1歳から中学3年生までの方が打っていらっしゃるのかということ参考をしながら、大体1歳から中3ま

での人口の半分ぐらいの方が打っていらっしゃるということで上げさせていただきました。

もしこれがもっと本当に増えてしまえば、ワクチンの確保ということについてはちょっと町でどうこうできることではありませんので、その辺は。ただやはり国のほうも言っておりますが、一番心配なのは高齢者の方が重症化するといけないということです。国のほうもまずは優先的に高齢者の方を接種するよというこの通知も来ております。

ですので、確かにこれだけの予算を組んでひょっとしたら打てない方があるかもしれませんが、そこは皆さんに御理解いただきたいというふうに思いますけれども、ワクチンの確保は国のほうでのこととなりますので、町としてはお答えはできません。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは私からは25ページ、第2款 総務費、第2項 企画費、第1目の企画総務費の中のネットワーク回線使用料とカールターの備品購入についてでございます。

まずこのモバイルWi-Fiルーター、どういう目的かということでございますが、1つには事務の効率化、現在このコロナ禍でのリモートなどに対応するため、あとやはり災害時にも必要だということでこれを購入して活用するということでございます。

その活用方法につきましては、例えば公民館等の部屋を借りられてそこで委員会等でリモート会議をするという場合に使用していただいたり、先ほど住民福祉部長が答えましたが放課後児童クラブの出欠等々にも今回活用する予定でございます。

パソコン等の接続に関しましては、テザリング以外にも接続する方法がございますので、利用する場合にはそちらをお知らせして接続をしてから活用していただくというふうに思っております。

そのモバイルWi-Fi 1台で5台まで接続可能ということでございます。

続きまして次のページ、26ページの観光・シティプロモーション活動事業補助金についてでございます。

こちらにつきましては、笠松町プロモーション協会、仮称になりますが、その設立に向けての支援ということで考えております。設立準備経費ということで、サイトの作成であるとか、いろんな備品等も必要になってくると思いますので、その設立に向けた準備費を補助するということを想定しております。

現在、組織的に設立できるかということで、現在かさマルシェ等を運営しております商工会の青年部の方ですとか、それに関わった方々に現在お声がけをさせていただいております。もし設立可能な段階になりましたらこういう補助があるということで準備を進めていただくことを考えております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

31ページの5項 保健体育費、4目 学校給食費の件でございますが、今回新型コロナウイルス感染症等によりまして、急遽給食センターでの調理及び配送が困難となってその日の給食が提供できなくなった場合に常温で保管できる非常食を購入するものでございます。その1日分ということですが、もしその日のうちに給食センターの消毒等を行ってその次の日から稼働できれば給食を提供いたしますし、それでもまだ無理な場合は簡易給食といいますか牛乳とかパンでしたら給食センターを介さずに学校へ提供ができますので、そういった形で対応をするということで、取りあえず1日分を保管しておくということで今回購入したものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 御答弁ありがとうございます。

モバイルWi-Fiルーターの件で、5回線はつなげられるということと、テザリングのほかに接続方法があるということだったんですけれども、できるだけ分かりやすく使われる方にお知らせをしていただきたい。講師の方がウェブ上の資料を使ってプレゼンをするというような場合、1時間ごとに切れてしまうととてもやりにくいと思いますね。そういうときは講師用のモバイルWi-Fiルーターを使っていただくとかという形にしないと、途中でプレゼンが止まってしまうというようなことになっては調子が悪いだろうというふうに思います。

モバイルWi-Fiルーターの使い道として、リモートで部屋を使ってやっていただく方にお貸ししたりという話があったんですが、関連になってしまうかもしれませんけれども、ZoomとかGoogle Meetというようなものがあります。そういうものの、例えば一般のいろんな団体の方に使っていただけるようなアカウントというのを取得するのかどうかということでもあります。

この間、今年になって初めて青少年育成町民会議の家庭部会を開催させていただきました。そのときに、次回からは遠隔でやりましょうという話をまとめて、そういう方向でLINEのグループをつくらせていただきましたけれども、そういう町民の方に使っていただくようなことというのは考えないのかどうかということ、これは申し訳ないですけれども関連になってまいります。ひとつよろしくお願いします。

それと、観光・シティプロモーション活動というのはこれからまだやっていく段階ということなので、またその都度御報告いただいて質問させていただきたいと思います。

それから、児童クラブのほうは出欠もやっていただくということなんですけど、それは学校と共有できるような形になっているんでしょうか。前もお話ししたと思うんですけど、今、民間のサービスが随分増えてきて、民間の中にはスポーツを教えますよという児童クラブのものもありますし、勉強を中心にやりますよというところもあります。この曜日はあつちに

行って、この曜日はこっちに行って、そうでないところは町のやっているところに行ってみない、そんなような組合せで使っておみえになる方もあるようです。

なので、学校が毎日朝、来るのか来ないのかというのを確認しなければならないと。来ないという連絡を受けておったので帰したら、親がいないのに帰されたといってクレームを食らったというようなお話を教頭先生からいただいたこともあります。来る来ないという話ができるだけスムーズに、リアルタイムで学校と共有していかないと、先生の働き方改革にならず、朝からそれで電話をかけたリメールをしたりして時間を取られていたんでは本来の先生のやるべきことに到達するのに時間がかかってしまうと思います。それでは児童クラブがあっても本末転倒になってしまいますので、ぜひとも有効的に情報共有ができるシステムを構築していただきたいと思っておりますので、その辺の考え方をお知らせください。

民生費の中で、拠点回収のやつで防犯カメラもつけると言われたんですけども、防犯カメラのカメラ映像というのは、何かあったときにしか見ることはないのか。それは誰が見るのか。警察の立会いが要るのかというようなことですね。

僕は以前、恥ずかしいことにATMのところに現金を置き忘れたことがあって被害届を警察に出したんですが、警察が立ち会わないと映像が見られないと銀行側から言われてしまって、その場では見せていただくことも見ていただくこともできなかったんですね。要は被害届を出して警察の捜査が入らないと見られないというふうに言われてしまって、今回、カメラがつくわけですけども、そのモニターについてはどのような考え方をされているのか、どのようなときに確認をするのか、その手続とか誰がするのかということについて、関連ではあります、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） まず1つ目、Wi-Fiの接続に関しては、分かりやすく説明をしていきたいと思っております。

Zoomのアカウントにつきましては、現在のところ町で取得するという事は考えておりません。利用される団体や利用者の方で準備等をしていただくことを考えております。

塵芥処理費のカメラにつきましては、設置者は町ですので、職員がいつでもいつの段階でも見られることになっております。もちろん警察等々からの照会があった場合には、それを何に使うかの確認をして提供することはできますが、通常の場合は町職員がいつでも見られる状態になっているところでございます。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

放課後児童クラブの学校との出欠席の連携につきましては、前、川島議員さんに教えていただいた松枝小学校の先生にも御相談しながら、今回この運営管理を進めてきております。です

ので、そのことについても今後構築していくようにしていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

児童クラブのほうはリアルタイムに情報共有ができるようによろしくお願いを申し上げます。

W i - F i の件はよく分かりましたので、できるだけ使い勝手のいいようにということと、今後、例えばいろんな会議でリモートを活用していくということであれば、町民会議ですと会長は町長ですし、開催するのは町の公民館とかそういう部屋だったりするわけですね。そうすると、例えばそうじゃない場合はアカウントを提供して部屋をお貸しするという、仮想空間の部屋をお貸しするというのであれば同じ考え方ではないかというふうに思うんです。これは答弁は要らないですけれども、今後また何らかの形で検討していただければいいというふうには思います。

給食費のことはよく分かりました。そういうふうによろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

間宮議員。

○1番（間宮寿和君） 28ページの衛生費の清掃費のごみ減量化推進補助金のところですが、

ごみのいわゆるダンボールコンポストであったりとかそういうものに対して今まで7割だったものを9割の負担ということでこの金額を上げていただいているという御説明をいただいたのですが、緑ごみの堆肥化というところでお聞きしたいんですが、前回までの7割の現状のときには、生ごみを原料としたものを堆肥に変える機械に対しての7割の負担であり、つまり緑ごみを堆肥に変えるというものに対しては補助の対象ではないよという状況だったと思います。

この確認ではあるんですが、今後のことも含めてなんですけれども、今回この緑ごみの資源化でありますとか、来年度可燃ごみの有料化というところに伴い、家庭で出る畑等の草を取ったときの緑ごみであったり、家庭のそういう緑ごみもそうなんですが、そういうのも堆肥に変える機材というのはあるんですね。そういうものを畑でやっているところも結構あるということは聞いたことがございますが、その機材は、今までは補助の対象ではなかったのですが、今回のこれはどうなんでしょう。そういう緑ごみの機械に関しての補助というものを含めていただいているのか確認をさせていただきたく思います。

それと、その下で商工費のところの住宅リフォーム支援補助金というところ、前回の議会のときに私質問させていただいた小規模事業者のところ増額をしていただいているというところもあるのですが、このリフォームの部分で1,500万円という予算をつけていただいていると

ころの金額も余裕があるのかどうかということなのですが、前回ちょっと商工会へ行くことがありまして話を聞いていましたところ、笠松の事業者の方々が、補助がついたということに対して、住宅リフォーム関係の事業所が各自で営業をかけ一生懸命町民に対してアピールをしていこうという活動をするということをお聞きしております。

その中でこの1,500万円という数字が多いのか少ないのか私も今のところは全然見当もつかないところではあるのですが、もしそういう営業等回られて笠松町民の方々が、皆さんリフォームをしようとか、リフォーム会社の援助になるのであれば少しでもそういうことをやってみようというような気持ちになられて1,500万円をオーバーするようなことになってきた場合の補助というか、そういうことまで考えられておられるのかどうかも含めてお聞きしたいです。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、28ページの衛生費、第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費のごみ減量化推進補助金ということで、緑ごみ関係についてお尋ねをいただきましたが、現在の電気式生ごみ処理機やホームコンポで草とかは堆肥化できるとしております。大きな木とかにつきましては、来年度から実施する緑ごみ、資源としての活用ということで収集をしていく。それで減量化を図っていきたいと考えておるところでございます。

その下の商工振興費の中の住宅リフォーム支援補助金につきましては、10万円以上の工事について自己負担分の3分の1で上限15万円ということで100件分の1,500万円の予算を計上しております。こちら商工会の事業ということで、商工会を補助するものでございますが、この1,500万円の予算に達した時点で受付は終了ということにしているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。

ちょっと分かりづらかったので確認なのですが、先ほどの緑ごみの件ですが、いわゆる電気式のものも含めまして緑ごみも堆肥にできるという機能があるからそれは別にいいですよということなんですね。よく聞く話でいきますと、畑の横とかに木枠を組んだコンポスト等を設置して、畑のごみであったりとか、出来の悪かった実であったりとか、そういうものを木枠のコンポストみたいなものに入れて、そこで堆肥化していくというようなものもあるそうなんです。以前聞いた話ですけど、去年かおととしかそういうものの補助の申請を出そうとしましたところ、それに関しては生ごみを処理するものではなく、畑の緑ごみやそういうものの処理のものなので、それは対象外ですよということを言われたという方が見えたはずなのですが、改めてそれを確認したく。

当時は緑ごみの資源というのはありませんでしたし、生ごみに対しての7割の補助だよとい

うことだったので、その方もそうですかということで終わっていたはずらしいんですが、こういう緑ごみ等の問題も今出てきている中で、そういう木枠を作った畑の横に置くようなそういうコンポストでも補助の対象にさせていただけるのかどうかということをお聞きしたいです。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

実際には、今、間宮議員さんが言われました木枠のものが商品としてあるものかどうか私は存じておりませんが、この補助につきましては、実際購入した領収書が必要になりますし、電気式の生ごみ処理機等ですと保証書もつけていただくということで確認をして補助をしております。一度調べてみたいと思いますが、ホームコンポみたいなものであれば、実際に草を入れていただいても全く問題はないと思いますので、そういうもので対応していただければと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） ということは、保証書や領収書やそういうものが発行できるような市販で売られているものであれば問題ないということでしょうか。

自分で作るような人もいますので、そういうのをね、そういうのはさすがに私もどうかとは思いますが、そういう形状のものをホームセンターやそういうところで買ってきたと、領収書はちゃんとあるというものであれば問題はないということの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

今、間宮議員さん言われましたように、そういうものを購入されたということで、その機器が実際にそれで堆肥ができるかというものが実際に分かれば補助対象にしてもいいというふうには思っておりますが、その商品がどういうものかというものを実際には見させていただきたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

2時45分まで休憩します。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時45分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第61号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

第62号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

第63号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

第64号議案 令和2年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） 確認ですけれども、この補正は1億9,250万円、今度、水道の検針業務とかいろんな面で外部委託をするんですかね。もう一回、この1億9,200万円の内容を教えていただきたい。

今、検針とかいろんな面で大変水道屋さんもなかなかやり手がないようなことを言っていたんですが、そこら辺の内容を教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 田中水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 御質問にお答えをいたします。

今年度委託業務のほうの補正のほうを提出させていただいておりますが、主な業務の内容、民間委託の内容ですが、料金等のお問合せとか、そういった電話の業務、あるいは検針業務、それから休開始の受付、それからデータのほうの入力でありますとかそういった事務系のものについて委託をするということでございます。

こちらにつきましては、長期の契約という形で5年間の契約でございますので、ちょっと高額になっておりますが、そういった業務について委託のほうをしたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございました。

僕も話は聞いていたんですが、岐南町さんが今、やまうちクリニックの隣に業者へ全部委託しているような看板が上がっているもので、岐南町さんは前から委託しているのかと思っておったもので。今確認ですけれども、その業者さんは、5年間契約するんですけど、そういうような業者さんを選んで委託すると。そういう業者はたくさんあるものですか。それともいろん

なほかの業種とも一緒になってそういう業者を選ぶのか、同じ水道屋さんの中から選ぶのか、そこら辺もう一度お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 田中水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 御質問にお答えをいたします。

こういった業者につきましては、二、三件実績のある業者があるというふうには聞いておりますが、こうした業務のほうを入札等するに当たりまして、組合等をつくって新たに参入される業者も中にはあるかも分かりませんが、今のところ二、三社はあるというふうに情報は得ております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

第65号議案 令和元年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑は、歳入全般について先に行い、その後、歳出を各款ごとに行います。

決算書11ページ、説明資料44ページ、歳入全般の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者あり〕

お諮りいたします。65号議案の審議の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明9月18日は議案精読のため休会、9月23日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明9月18日は休会とすることに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後2時50分